

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年12月8日 07時30分ごろ～11時34分ごろの間）
発生場所	不明（北海道福島町福島港東北東方の海岸付近）
事故の概要	漁船住吉丸は、あわび漁に出漁後、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 住吉丸、0.3トン HK3-107717（漁船登録番号）、個人所有 5.99m（Lr）×1.22m×0.39m、FRP ガソリン機関、7.3kW、昭和63年4月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年7月9日 免許証交付日 平成25年1月11日 （平成30年7月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約11℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年12月8日07時30分ごろ、あわび漁の目的で福島港を出港した。 船長が所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）の担当者は、11時34分ごろ、僚船から、福島港東北東方約1.2海里（M）の海岸（以下「本件海岸」という。）付近において、無人で漂流している本船を目撃した旨の電話連絡を受け、すぐに自動車で本件海岸へ向かった。 漁協の担当者は、本件海岸に到着したところ、既に他の僚船の船長が本船に移乗し、福島漁港（浦和地区）へ向かっていることを確認した。

	<p>船長は、11時55分ごろ、本件海岸の西方の海面にうつ伏せ状態で浮いているところを発見されて救急車で病院へ搬送されたが死亡が確認され、死因は、溺死と検案された。</p> <p>本船は、福島漁港（浦和地区）に入港した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>本船は、他船と衝突したような痕跡がなく、漁獲物のあわびが残されていた。</p> <p>本船は、毎年12月のうち、天候の良い3日間のみ08時00分から11時30分までの間にあわび漁を行う許可を得ており、本事故当日、08時00分からの操業開始に合わせて07時30分ごろ僚船と共に福島港を出港して同漁の操業を行っていた。</p> <p>船長は、カッパの上下及び救命胴衣を着用した状態で発見された。</p> <p>船長は、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、07時30分ごろ福島港を出港し、11時34分ごろ、本件海岸付近において、無人の状態に漂流しているところを目撃されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件海岸付近において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防水型の携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保することが望ましい。

